

年間収入申告書

令和 年 月 日

(あて先) 中央区福祉事務所長

住所
申告者
氏名

私の()年分(1月～12月)の年間収入について、次のとおり申告します。

1. 滞在国等

滞在国	
滞在期間	年 月 ～ 年 月
通貨単位	

2. 収入・所得

給与収入額 ※給与を証明する書類を添付		円
その他の収入・所得 ※裏面「所得の種類」から選択 ※収入・経費を証明する書類を添付	収入	円
	経費	円
	収入	円
	経費	円
収入がなかった場合、その主な理由		

3. 所得控除

雑損控除 ※証明する書類を添付	損害の原因	損害金額	補填される金額			
	円	円	円			
医療費控除 ※明細書(支払い内訳の一覧)を作成し添付	支払った医療費	補てんされる金額				
	円	円				
社会保険料控除等 ※国民年金・小規模企業共済等掛金控除については証明する書類を添付	支払った社会保険料	支払った小規模企業共済等掛金控除				
	円	円				
生命保険料控除 ※控除額ではなく支払額を記載 ※控除証明書を添付	新生命保険料支払額	新個人年金保険料支払額	介護医療保険料支払額			
	円	円	円			
	旧生命保険料支払額	旧個人年金保険料支払額				
	円	円				
地震保険料控除 ※控除額ではなく支払額を記載 ※控除証明書を添付	地震保険料支払額	旧長期損害保険料支払額				
	円	円				
本人該当控除 ※該当するものにチェック ※障害者手帳・学生証等の写しを添付	障害者控除	ひとり親控除	勤労学生控除			
	☐	☐	☐			
	配偶者・扶養親族の氏名	続柄	生年月日	障害者 ※障害者手帳の写しを添付	同居・別居 ※該当するものに○	配偶者・扶養親族の合計所得金額
配偶者		—		☐	同居・別居	
扶養親族				☐	同居・別居	
				☐	同居・別居	
				☐	同居・別居	

※配偶者は合計所得金額133万円以下、他の親族は合計所得金額48万円以下の場合のみ記入。

《記入要領等》

- ・外貨による収入であった場合、受取時または年間平均の為替レートに基づいて円換算し、記入してください。
- ・課税所得の範囲や所得区分、その他詳細な要件については住民税に関する規定に準じます。
- ・当該年中に国外居住期間があった場合でも、翌年の1月1日に国内に住所がある場合は、住民税の決定に基づいて保育料階層を算定するため本申告書の提出は不要です。
- ・当該年中の国内(外)居住期間や国内(外)源泉所得の区別にかかわらず、すべての収入を記載してください。
- ・収入を証明すると認められる書類の提出がない場合、最高階層での算定となる場合があります。
- ・給与以外の所得がある場合、以下から該当する所得の種類を記載してください。

所得の種類			記入要領
事業所得	不動産所得	利子所得	参考： 国税庁HP 「所得の種類と課税方法」 
配当所得	雑所得	譲渡所得	
一時所得	山林所得	退職所得	

- ・「収入がなかった場合、その主な理由」に記載いただいた場合、より具体的な状況をお伺いする場合があります。
- ・所得控除は該当がある場合のみ記載し、表面注釈の通り証明書類等を添付してください。
- ・所得控除の記入要領は以下の通りです。ほか詳細な要件や添付書類については住民税に関する規定に準じます。

所得控除	記入要領
雑損控除	本人や、生計を一にする配偶者その他の親族(前年中の総所得金額等が48万円以下の人)が、災害・盗難・横領により住宅や家財などに損害を受けた場合。
医療費控除	本人や、生計を一にする配偶者その他の親族のために、本人が医療費を支払った場合。
社会保険料控除	本人や、生計を一にする配偶者その他の親族の国民健康保険料・国民年金保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの社会保険料を本人が支払った場合。
小規模企業共済等掛金控除	本人や、生計を一にする配偶者その他の親族の小規模企業共済等掛金・確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金(iDeCo)及び企業型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金を本人が支払った場合。
生命保険料控除	本人や、生計を一にする配偶者その他の親族の生命保険料を本人が支払った場合。(平成24年度1月1日以後契約分は新契約、平成23年12月31日以前契約分は旧契約に該当。)
地震保険料控除	本人や、生計を一にする配偶者その他の親族の地震保険料を本人が支払った場合。
障害者控除	本人や、本人が扶養している配偶者その他の親族が身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている場合。
ひとり親控除	①本人が、年末日時点で婚姻(事実婚を含む)をしていないまたは配偶者の生死が明らかでなく、②合計所得金額が500万円以下で、③生計を一にする子の総所得金額等が48万円以下である場合。
勤労学生控除	①本人が学生で、②勤労による所得があり、③合計所得金額が75万円以下で、④③の内②以外の所得が10万円以下の場合。
配偶者	本人と生計を一にする配偶者の合計所得金額が133万円以下である場合。
扶養親族	本人と生計を一にする扶養親族の合計所得金額が48万円以下である場合。